

広島県博物館協議会委員の任命について

1 概要

広島県博物館協議会条例（平成13年広島県条例第3号）第2条第2項及び第3条第1項の規定に基づき、広島県博物館協議会の次期委員を次のとおり決定した。

2 協議会の任務

広島県立美術館、広島県立歴史民俗資料館及び広島県立歴史博物館の運営に関し教育委員会の諮問に応じるとともに、教育委員会に対して意見を述べる。

3 委員名簿（各区分ごとに五十音順で記載）

区 分	氏 名	所 属 ・ 職 名
学校教育関係者	じょういち まりこ 城市 真理子	広島市立大学国際学部准教授
	とみなが ろくろう 富永 六郎	広島県立賀茂高等学校校長
	ふじい ゆきお 藤井 行夫	学校法人三光学園千鶴幼稚園理事長
	やまぐち みほ 山口 美穂	庄原市立東城小学校校長
社会教育関係者	もといづみ そのこ 元泉 園子	三良坂平和美術館館長
家庭教育の向上に資する活動を行う者	たていし みのる 立石 稔	広島県PTA連合会副会長
学識経験者	あんま たくみ 安間 拓巳	比治山大学現代文化学部教授
	いではら まさなお 出原 昌直	広島県議会議員
	さとう あきひろ 佐藤 明寛	三次商工会議所会頭
	たかむら れいこ 高村 礼子	一般社団法人広島県観光連盟 プロダクト開発事業部プロデューサー
	どうめん まさかず 道面 雅量	株式会社中国新聞社編集委員
	はたいし けんじ 畑石 顕司	広島県議会議員
各館アドバイザー	いのくち えみ 井口 絵海	特定非営利活動法人 mama no hibi 代表
	うらた あい 浦田 愛	特定非営利活動法人ほしはら山のがっこう 副理事長
	はちや まさゆき 蜂谷 昌之	広島大学大学院人間社会科学研究科准教授

4 委員の任期

令和5年10月1日～令和7年9月30日

広島県博物館協議会委員の選任に係る基本方針について

名 称	広島県博物館協議会
根拠規定	地方自治法第 138 条の 4 第 3 項 広島県博物館協議会条例
設置目的 及び任務	広島県立美術館、広島県立歴史民俗資料館及び広島県立歴史博物館の運営 に関し教育委員会の諮問に応じるとともに、教育委員会に対して意見を述べ る。
委員の定数	15 人以内 ※ 広島県博物館協議会条例第 2 条第 1 項
委員の現員	15 人
委員の任期	2 年（令和 5 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日） ※ 広島県博物館協議会条例第 3 条第 1 項
報酬（令和 5 年度）	10,300 円／日
年間開催予定回数	2 回程度
選考基準	<p>1 学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者及び博物館利用者のうちから、次の基準によって選任する。</p> <p>(1) 専門的な知識はもとより、幅広い見識を有する人材の確保に努める。</p> <p>(2) 民間企業の発想を取り入れるため、企業経営者等の起用に努める。</p> <p>(3) 男女共同参画に努める。</p> <p>2 次のいずれかに該当する者は、原則として選任しない。</p> <p>(1) 最初の任命時において、70 歳を超える者</p> <p>(2) 再任の場合において、任期中に 75 歳を超えることとなる者</p> <p>(3) 5 期を超える者</p>